

用地補償の流れ

用地の補償はどのような手順で行われるのでしょうか。

1. 事業説明会の開催

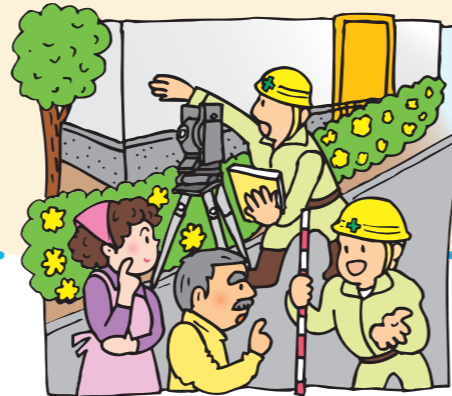
土地の権利者をはじめ、住民の方々に事業の目的や概要についてご理解いただくために説明会を開催します。

2. 用地幅杭の設置

事業に必要な土地の範囲を明らかにするため、用地幅杭を設置します。

3. 用地測量・物件等調査

所有者の方等の立会を得て、土地の測量や建物・その他物件等の調査を行います。



4. 用地説明会の開催

用地測量・物件等調査の成果をもとに土地調書・物件調書を作成し配布するとともに、今後の用地取得等の進め方について協議します。



5. 調書の確認

土地調書及び物件調書の確認について、2名以上の担当者で行い、所有者や関係人の方に確認していただきます。

9. 前金のお支払い



代替地の確保や建物の建築契約等のために前金払いが必要と認められる場合には、契約金額の7割を限度として前金をお支払いすることができます。

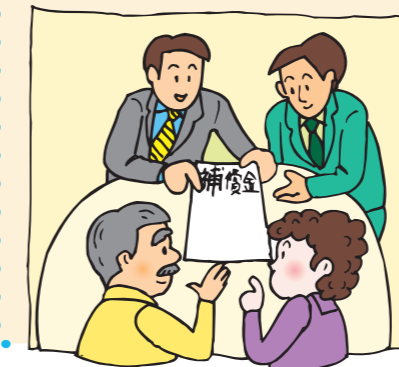
8. 契約の締結

補償の内容や金額、移転期限等について協議がととのい次第、契約を締結します。



7. 補償説明

個別に補償内容について、2名以上の担当で説明し補償金の提示などを行います。



6. 補償金の算定

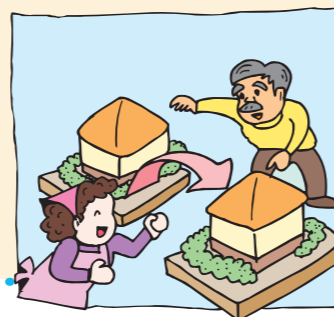
ご確認いただいた土地調書・物件調書等に基づき、各人ごとに補償金を適正に算定します。

10. 土地の登記

お譲りいただいた土地の所有権移転の登記は当方で行います。また、土地の分筆や相続等の登記についてもお譲りいただく土地に限り、所有者の方に代わって当方で行うことができます。

11. 物件移転・土地の引き渡し

所有者の方に建物等の物件を移転していただき、土地を引き渡ししていただきます。



※担当者が個人的に工事業者等の紹介・斡旋することはありません。
※担当者が、直接現金を取り扱うことはありません。

12. 残金のお支払い

物件の移転完了や土地の引き渡しを確認後、残りの補償金についてお支払いいたします。



13. 税務申告等

確定申告、その他の申告手続きが必要となります。